
自動車保有関係手続のワンストップサービス
の実現に向けて
「グランドデザイン検討説明資料」

平成14年8月

- 1．自動車保有関係手続のワンストップサービスとは？
- 2．自動車保有関係手続のワンストップサービスの枠組み（実現方針）
- 3．実現イメージ
- 4．実現に向けて必要な検討のポイントとその方向性
- 5．実現に向けてのスケジュール
- 6．自動車関係保有手続のワンストップサービスのグランドデザイン検討説明用資料

1. 自動車保有関係手続のワンストップサービスとは？

国民が自動車を保有し、使用するためには様々な手続を必要とします。これらの目的として所有権の公証から安全面・環境面の担保、適切な納税などの社会上の責務を含んでおり、具体的には自動車の検査・登録、自動車損害賠償保険の確認、保管場所の証明、自動車諸税の納付等があります。これら手続は自動車を購入時に行うものから、毎年あるいは何年かおきに行うもの、引越しや自動車の下取り、廃車などその度行うものがあります。

現状では、これらの手続について事前に用意しなければならない書類が多く、また同じ内容を書かなければならない申請書が何枚もあったりして面倒となっているうえに、提出先はそれぞれ別の窓口であったり、遠方の警察署や運輸支局等もあることから、そこへ往復するだけで丸一日を要することもあります。

こうした様々な問題点を解消し、国民が自らのパソコンや販売店等の端末から自分自身で簡単な操作で電子的に自動車保有関係手続の申請・申告・納付等を行うことを可能とするのが、この自動車保有関係手続のワンストップサービスです。

(「ワンストップサービスの目的と意義」)

自動車保有関係手続のワンストップサービスは国の施策e-Japan重点計画の一環として計画され、概ね2005年（平成17年）に本格運用を目指して現在、検討が進められております。

2．自動車保有関係手続のワンストップサービスの枠組み（実現方針）

自動車保有関係手続ワンストップサービスの実現により自動車ユーザーの経済的、時間的負担の軽減を図るとともに、多様化する行政事務の高度化・効率化を進めます。

申請者においては、自動車保有関係に必要な複数の手続を一括して行うことが可能となるよう、複数手続を統合した入力画面等の利用が必要となります。またできる限り、申請者の手を煩わせることなく手続ができるよう関係行政機関等の間における体系的な情報の伝達が必要となります。

次に、手数料や税の支払いについては、我が国の電子政府一般における手数料や税の支払いの方法として採用される方向で検討が進んでいるマルチペイメントネットワークを活用することが検討しています。他方、オンラインで電子的に受渡しすることが不可能な自動車検査証等については、郵送等その他の受渡し方法を活用していくことが考えられます。

また、オンライン申請における申請者の本人性を確認する方法については、個人の場合には地方公共団体の公的個人認証業務を活用し、法人の場合には商業登記に基礎を置く電子認証制度を活用する方法をとることが必要となります。

ワンストップサービスを実現するためには、行政事務もこれに対応した形で遂行する必要があり、こうした事務のIT化によって、多様化する行政事務の高度化・効率化を進めます。

以上の実現方針を念頭におきつつ検討を行った結果から自動車保有関係手続のワンストップサービスの実現イメージを示します。

3．実現イメージ(現行との比較：新車新規登録の場合)

現行の申請（出頭申請）

自動車の購入者(申請者)は、まず自動車の購入前にあらかじめ市役所などへ行って「印鑑登録証明書」や「住民票」など本人確認用書類を交付してもらう必要があります。

次に販売店等で自動車を購入します。

それから警察へ「自動車保管場所証明」の申請に行きます。この申請では車庫の場所の図面等を添付する必要があります。申請後、通常、中3日程度で証明書と自動車に貼る保管場所標章が交付されます。

販売店からは、その自動車が安全に運行できる検査に合格したというメーカーの証である「完成検査終了証兼譲渡証明書」が出されます。さらに、「自動車損害賠償責任保険」に加入しておく必要があります。

ここで今までに取得した書類を持って運輸支局等へ申請に行くこととなります。申請は取得した書類にある項目などを別途「申請書」に記載しなければなりません。そして、書類に不備がなく、申請書に問題がなければ、登録がされることになり、検査証と検査標章が交付されます。

次に地方税の手続として自動車取得税と自動車税の申告・納付を自動車税事務所で行います。

さらに、納税を終了した証明を受け取って、ナンバー交付代行者にナンバープレートの交付を受け、それを自動車に取り付けて、封印してもらいます。それと検査標章を適切な場所に貼って、ここで一連の手続が終わり、運行することができるようになります。

なお、各々の手続には法定手数料などの費用がかかります。

以上のとおり現行申請は、手続を全部行うと何箇所にも出向く必要があります。

3. 実現イメージ(現行との比較：新車新規登録の場合)

ワンストップサービスとなった申請

自動車の購入者(申請者)は、あらかじめ市役所などへ行って「住民基本台帳ICカード」等に秘密鍵と電子証明書を取得したものを入手しておきます。

自動車の購入を決めたなら、そのカード等を使って申請手続きをします。ICカードリーダー機能の付いたコンピュータ(パソコン)申請者端末にICカード等を差込み、画面の指示に沿って入力して、保有関係手続(保管場所証明、検査・登録、納税)の申請・申告を行います。この申請・申告はICカード等からの情報を自動転記したり、プルダウンメニュー式の入力方式を多く用いたりして、誰もが簡単に入力することができるような仕組みにします。入力が終われば、電子署名をして送信し、申請手続は終わりです。引き続き同じ画面で、手数料等を電子決済することも可能です。(販売店等による立替払いも可能です。)

電子的に行われた申請・申告はワンストップサービス・システムを通じて各行政機関に送られます。また、ワンストップサービス・システムと民間機関と結び、必要な要件が具備されているかどうかを確認します。

申請・申告に不備がなく、税・手数料が全て支払われれば、数日でナンバープレート、検査証、検査標章、保管場所標章などが受取り場所として検討されたところへ届けられます。そして、自動車へのナンバープレートの取付けなどの納車準備が完了して、全ての手続が終了します。

(「実現イメージ」「申請フロー(例)新車新規登録」「申請者端末での申請手続画面イメージ」)

なお、住所等の引越しに伴う変更登録、所有者の名義が変わる移転登録、民間検査場を用いた継続検査などについても同様のスキームでワンストップサービス・システムを用いた申請が可能となる方向で検討しています。

(「申請フロー(例)変更登録、移転登録、継続検査」)

以上がワンストップサービス・システムを用いた主な申請のイメージです。

4．実現に向けての検討のポイントと方向性（1）

自動車保有関係手続のグランドデザインを作り上げるために、基本として現行の出頭による申請とワンストップサービスの電子申請を見比べつつ課題を整理する必要がありました。

そこで、まずは4つの大項目に分類して、その中からさらに検討項目を抽出した結果を整理しました。

（ 「グランドデザインのための検討体系」 ）

ワンストップサービス・システムの基本的な構成については、一つの全国ポータル・サーバー、地方ブロック単位の地方ポータル・サーバー、関係行政機関毎の接続サーバーの三段階の構造を検討しています。

ポータル・サーバーは情報の伝達を主とした機能を持つものであり、様々な関係システムとの連携を担うインターフェースシステムと位置付けます。

接続サーバーでは、各種のデータ・フォーマットの変換やセキュリティチェックなどの機能を持ちます。

（ 「システムの基本的な構成」 ）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（2）

ワンストップサービス・システムは様々な自動車保有関係手続を対象として電子申請が可能となるために構築されるものです。そのため電子化不可能な提出書面や証明書、あるいは現車の提示などについても一定の条件下であれば対応できるスキームを目指しています。すなわち、新規登録、移転登録、変更登録、抹消登録などの大半の手続が念頭におかれ検討されています。それでもなお、対面審査が必要であるなど、電子申請になじまず対象外となるものもあります。（抵当権の設定等の登録、登録事項等証明書の申請、事前審査等が必要な車両などの場合）

また、継続検査においては、現車の持込み検査を必要としない指定整備工場（いわゆる民間検査場）からの申請は、特にワンストップサービスのメリットを大きく活かせる手続だと考えています。

（ 「サービスの対象手続に関する検討」 ）

ワンストップサービス・システムを用いた申請や決済のタイミングについては、申請者の利便性や手続の合理的な進行等の観点から検討した結果、同時申請・順次審査とまとめ払いを目指しつつ必要に応じて分納方式を採用しています。例えば新規登録については、統一画面による全ての手続の申請を同時に行い、各機関で順次に審査されます。

[警察署 運輸支局等 税事務所]

納付に関しては、検査登録手数料と保管場所証明申請手数料については申請後ただちに納付しますが（前納）、税や残りの手数料については税額等が確定した後支払うこととなります（後納）。前納が確認されてから各機関で審査が実施され、後納が確認されてから検査証とナンバープレート等が交付されることとなります。

（ 「申請手続手順に関する検討」 ）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（3）

自動車保有関係手続については様々な証明書類が必要となります。主なものとして自動車を譲り渡すことを証明する書面（譲渡証明書）、新車に対して自動車メーカーが発行する完成検査を終了したという証明（完成検査終了証）、運行時に必ず必要な強制保険の加入証明書（自動車損害賠償責任保険証明書）、指定整備工場が発行する検査合格の証明書（保安基準適合証）などがありますが、これらについては申請者の利便性や効率性などを考慮して様々な方向性を検討しています。申請者がこれらの電子的な証明書を手続き、それを添付するのではなく、メーカー、保険会社、指定整備工場等がワンストップサービス・システムを経由して電子情報として提供、各機関に必要な情報が送られる方法などが考えられますが、これにはこれらの主体がワンストップサービス・システムとの連携のため、自社の既存システムを活用したり、新たなシステムを構築することが必要となります。

また、自賠責については加入情報を申請時に入力することで申請手続を進め、手続終了後に加入確認を行う仕組みを用意することで対応することも検討しています。

なお、自動車保管場所証明においては、ワンストップサービスに伴い申請時の確認内容（所在図、配置図など）についてその確認方法について検討する必要があり、リサイクル費用の預託証明や解体報告記録などの車両法改正等に伴い発生する新たな手続において求められる事実の確認方法についても今後、検討を行っていきます。

（ 「譲渡証明書に関する検討」 「民間の発行する証明書に関する検討」 「関係手続に係る事実の確認等に関する検討」 ）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（4）

決済基盤は、民間の収納インフラであるマルチペイメントネットワーク(MPN)の利用を想定します。MPNは税、手数料等をパソコン等の様々な手段を利用して金融機関に支払うことができ、またその情報が即座に収納機関に通知されるネットワークシステムです。

このMPNを活用するためには各収納機関においては、決済システムを用意する必要があり、この決済システムによって、各手続毎の支払い金額がその納付番号とともに申請者に示され、申請者はパソコン等の様々な手段を使って納付番号だけで支払うことが可能となります。また、申請者の利便性を考慮して、販売店等が立替払いすることなども可能です。

（「税・手数料の納付方法に関する検討」）

自動車や申請者などによっては様々な提出書面等がありますし、登録等が終了すれば新しい自動車検査証、ナンバープレート等も発行されます。このような電子申請になじまない物については、送付や販売店等の経由など様々な物の受渡しルートを検討して合理的な方法を採用することとしています。

（「物の受渡しに関する検討」）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（5）

ワンストップサービスを行うためには、国が主体となって構築するワンストップサービス・システムを核として、主要手続である国土交通省の「検査登録、重量税確認業務」、警察の「保管場所証明業務」、地方自治体の「自動車税、自動車取得税関連業務」に関するシステムを結合して安全かつ効率的に情報の連携交換ができるようにネットワーク化する必要があります。また、手続に必要な認証関係、決済関係等の関連機関のシステムや、民間の発行する証明書（「完成検査終了証」「自動車損害賠償保険証明書」「保安基準適合証等」）の電子化に伴い各々の管理システムとの連携も必要になります。

そこでセキュリティの確保や効率的な情報伝達を可能とするために、ワンストップサービス・システム間や各関係システム間においては、L G W A N (総合行政ネットワーク)、霞ヶ関W A N、専用線などを用いることを検討しています。

（ 「ネットワーク構成に関する検討」 ）

電子申請の前提状況となる正当な申請本人であることを確認する認証の方法として、個人の場合、公的なものとして住民基本台帳ＩＣカード等に個人認証用の秘密鍵・電子証明書を取得したものを活用する方向で検討しています。〔公開鍵暗号方式の採用〕

（ ＩＣカード等入手も認証のための登録もどちらも市町村窓口で行います。 ）

なお、ＩＣカード等も個人認証も、様々な行政手続に関する申請において活用されることが検討されており、自動車保有関係手続のみならず様々な用途への活用が期待されているものです。（税申告やパスポートの申請など）

なお、法人については既に稼働中の法務省の商業登記認証局の認証を利用することが考えられます。

（ 「認証基盤の適用に関する検討」 ）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（6）

複数の行政機関に対して送信された申請の電子データや、関係機関から送信される電子データについて、どこで管理すべきかということについての検討を行っており、基本的には申請の電子データについては各行政機関に分割して管理・保管、各機関が送信する内容については、送信元の機関が原本データを管理するとともに、送信された機関においても関係する申請データとあわせて管理する方向で検討しています。

（ 「原本管理に関する検討」 ）

セキュリティの確保については、申請者のプライバシー権利保護、信頼される申請システムの観点から情報の漏洩、改ざん、破壊等の脅威を排除し、安全なサービスを維持することを目的に対策を施す必要があります。

ワンストップサービス・システムに備えるべきセキュリティレベルは、国際的、国内的な標準規格を踏まえ、管理、技術の2つの側面から明確にして決定します。また、決定したセキュリティレベルを運用・評価するための体制や機能を設けるとともに、その評価については、第三者機関を活用することも考えられます。

また多数のシステムとの連携であることから、セキュリティレベルの違いからくる障害が起こらないように基本的なセキュリティレベルの調整が必要となります。

（ 「セキュリティに関する検討」 ）

4. 実現に向けての検討のポイントと方向性（7）

申請者端末については、一般の個人や事業者が自ら自宅や事務所において所有するパソコンから申請を行うことが基本ですが、個人認証のためのICカード・リーダー等を持っていない申請者のことを考えると、申請者にとって利便性の高い場所に設置された共同で利用する端末（共同利用型端末）が必要と考えられます。

どちらの場合もハードウェアの要件は変わりませんが、共同利用型端末での申請は不特定多数の申請者が同じ端末を使って申請を行いますので、個人情報保護等に関するトラブルが発生しないよう、十分に検討を行っていく必要があります。

（ 「申請者端末に関する検討」 ）

ワンストップサービスの管理・運営に関しては、行政のスリム化の観点からできる限り外部化することを基本としますが、行政機関で行うべき業務も残ると考えられます。このため、関係省庁等の連携の下、責任ある運営体制を確立する必要があります。

（ 「管理・運営主体に関する検討」 ）

法制度の整備としては、ワンストップサービスに対応するために現行法の改正等が必要となります。

（ 「法制度に関する検討」 ）

5. 実現に向けてのスケジュール

今回のグランドデザインにおいては自動車保有関係手続のワンストップサービスの大枠の方向性を示しておりますが、今後様々な提案、意見を頂きながら詳細部分について調整を行い決定していきたいと考えます。

引き続き、検討実施主体としての関係省庁連絡会議を基本として、関係者と積極的に調整を図りつつ、今年度中にはワンストップサービス・システムの基本設計を開始する予定です。

加えて、ワンストップサービス・システム自体の開発に動きを同じくして様々な関係機関に関するシステムの開発・改良等も積極的に進めていただけるよう働きかけていく必要があります。

以上を踏まえ、平成15年度中に一部地域で関係システムを接続した試験運用を行い、概ね平成17年を目途にワンストップサービスの本格運用を開始する予定です。

(「自動車保有関係手続のワンストップサービス化の推進実施スケジュール」)

グランドデザイン検討説明資料 「目次」

1. ワンストップサービスの目的と意義
2. 実現イメージ
3. 申請フロー(例) [新規登録、変更登録、移転登録、継続検査(保安基準適合証付き)]
4. 申請者端末での申請手続画面イメージ
5. グランドデザインのための検討体系
6. システムの基本的な構成
7. サービスの対象手続に関する検討
8. 申請手続手順に関する検討
9. 譲渡証明書に関する検討
10. 民間の発行する証明書に関する検討
11. 関係手続に係る事実の確認等に関する検討
12. 税・手数料の納付方法に関する検討
13. 物の受渡しに関する検討
14. ネットワーク構成に関する検討
15. 認証基盤の適用に関する検討
16. 原本管理に関する検討
17. セキュリティに関する検討
18. 申請者端末に関する検討
19. 管理・運営主体に関する検討
20. 法制度に関する検討
21. 自動車保有関係手続のワンストップサービス化の推進実施スケジュール